

# 栃木県小児慢性特定疾病医療費支給認定手続きのご案内

本制度は、児童福祉法に基づき、慢性疾病にかかっていることにより長期にわたり療養を必要とする児童等の健全育成の観点から、医療費の負担軽減を図ることを目的として、治療にかかる医療費を助成しています。

医療費の支給を受けるには申請の上認定される必要がありますので、申請の手続きをお願いします。



医療費助成制度の栃木県ホームページはこちら↑

## 対象者について

医療費助成の対象となる方は、次の1～4の全てを満たす児童等となります。

- 1 原則として、栃木県内（宇都宮市を除く）に住所がある方
- 2 対象疾病に罹患し、一定の基準を満たしている方
- 3 国民健康保険や組合健康保険など公的医療保険に加入している方又は生活保護を受給している方
- 4 新規申請時点において、18歳未満である方

※申請時点で18歳以上であっても、診断年月日等の時点が18歳未満であり、当該時点まで遡って認定することが適当な場合には、新規申請が可能です。

（18歳到達時点において給付の対象となっており、18歳到達後も引き続き治療が必要であると認められる場合には、毎年の更新申請により、20歳に到達するまで延長することができます。）

## 助成対象となる医療について

都道府県等が指定した指定小児慢性特定疾病医療機関（病院、薬局、訪問看護ステーション）で行われた、小児慢性特定疾病及び当該疾病に付随して発生する傷病に関する医療が対象となります。

- ① 入院、外来診察
- ② 薬局での保険調剤
- ③ 医療保険による訪問看護及びリハビリテーション
- ④ 入院時食事療養費

なお、上記の医療に関する費用について、受給者の自己負担はありません。



## 医療費支給認定について

申請に必要な書類を全て揃えて、お住まいの地域を管轄している県健康福祉センターまで提出してください。書類が不足している場合には受理できませんので、十分ご注意ください。

申請書類を受理後、専門医等で構成される栃木県小児慢性特定疾病審査会において、対象疾病の基準に該当するかどうか審査します。

審査の結果承認となった場合は、医療費受給者証が交付されることとなります。

医療費助成の開始時期は、「疾病の状態の程度を満たしていることを診断した日等」へ前倒しできます。

※前倒しが可能な期間は原則として申請日から1か月です。

ただし、診断年月日から1か月以内に申請を行わなかったことについて、やむを得ない理由（※）があるときは最長3か月まで延長できます。

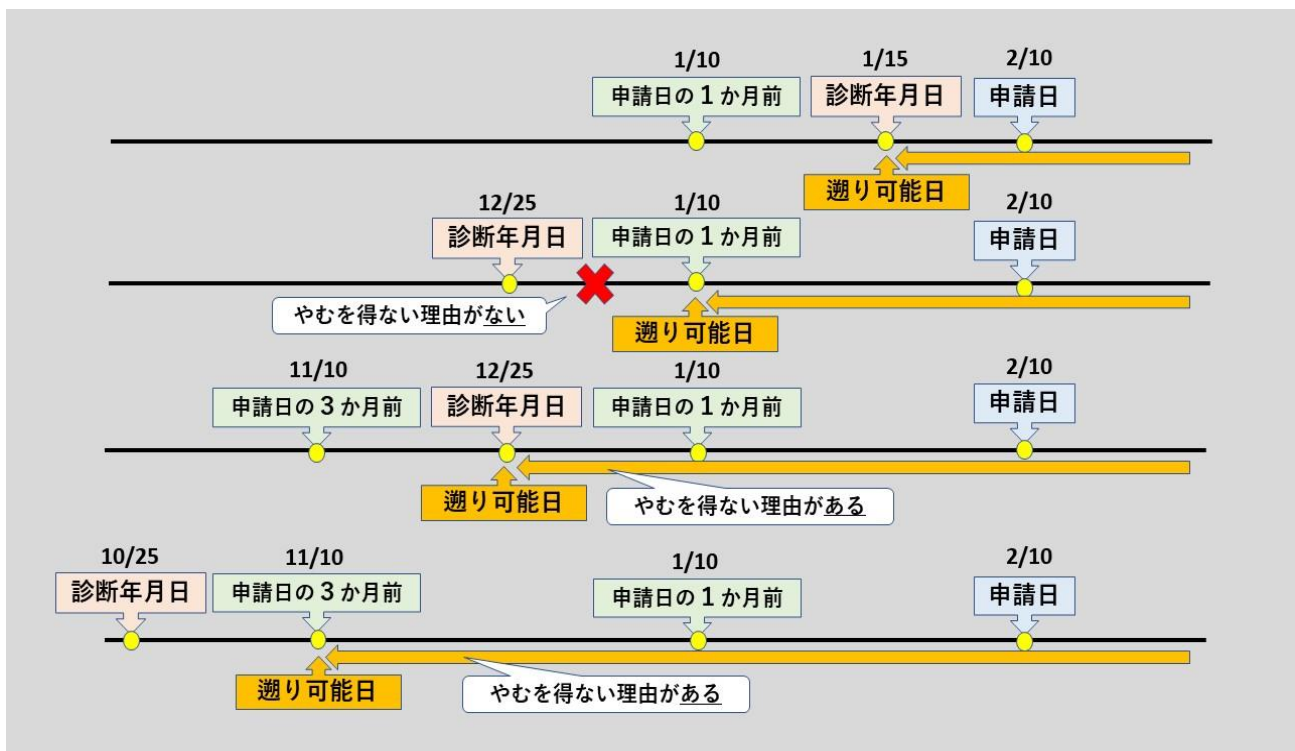
（※）医療意見書の受領に時間を要した

症状の悪化等により、申請書類の準備や提出に時間を要した

大規模災害に被災した 等

※令和5年10月1日より前に前倒しすることはできません。

### <有効期間開始日のパターン例>



なお、県健康福祉センターで申請書類を受理してから審査結果が出るまでに、申請後から概ね2～3か月の期間を要します。医学的な審査において疑義が生じた場合には、医療機関に照会を行うため、さらに時間を要する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

申請に必要な書類について

【共通】全員にご提出いただく書類

必要書類等		備考
<input type="checkbox"/>	① 小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書	
<input type="checkbox"/>	② 医療意見書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・該当する疾病の医療意見書をご用意ください。</li> <li>・小児慢性特定疾病指定医でなくては作成できません。</li> <li>・作成日から6か月以内のもの</li> <li>・別紙「医療機関提出用基本情報」をご記入の上、別紙「医療意見書等について」と併せて小児慢性特定疾病指定医に提示し、医療意見書の作成をご依頼ください。</li> </ul>
<input type="checkbox"/>	③ 健康保険証の写し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・加入している医療保険の種別により、書類を提出していただく対象者が異なります。</li> <li>・詳細は次頁「加入している保険種別と必要書類」をご参照ください。</li> </ul>
<input type="checkbox"/>	④ マイナンバー（個人番号）及び続柄が記載された世帯全員の住民票（原本）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請日前3か月以内に発行されたもの</li> <li>・申請者が患者と別世帯の場合は、申請者の住民票も必要となります。</li> </ul>
<input type="checkbox"/>	⑤ 個人番号（マイナンバー）の番号確認及び身元確認ができるもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受付で確認後その場で返却いたします。</li> <li>・詳細は別添リーフレット「平成28年7月1日から特定医療費（指定難病）や小児慢性特定疾病医療費の申請にマイナンバーが必要となります!!」をご参照ください。</li> </ul>
<input type="checkbox"/>	⑥ 療養生活に関するおたすね	

【該当者】以下に該当する場合のみご提出いただく書類

必要書類等		備考
<input type="checkbox"/>	⑦ 申請時に取得できる最新の被保険者の市町村民税非課税証明書（原本）	<ul style="list-style-type: none"> <li>患者が加入する医療保険が「被用者保険（全国健康保険協会、健康保険組合、共済組合、船員保険等）」の場合 かつ 被保険者の最新の市町村民税が非課税の場合</li> </ul>
<input type="checkbox"/>	⑧ 申請時に取得できる最新の健康保険証上の同一世帯全員分の市町村民税の課税状況（所得割）が確認できる書類（原本）	<ul style="list-style-type: none"> <li>患者が加入する医療保険が「国民健康保険組合」の場合</li> <li>○最新の市町村民税が課税の場合、市町村民税課税証明書をご用意ください。</li> <li>○最新の市町村民税が非課税の場合、市町村民税非課税証明書をご用意ください。</li> </ul>
<input type="checkbox"/>	⑨ 同意書	<ul style="list-style-type: none"> <li>高額療養費の区分確認等のために必要です。</li> <li>医療保険の種別が一部の国民健康保険（高根沢町及び栃木県以外の国民健康保険）又は国民健康保険組合である場合</li> </ul>
<input type="checkbox"/>	⑩ 委任状	<ul style="list-style-type: none"> <li>代理人が申請書類を持参する場合</li> </ul>
<input type="checkbox"/>	⑪ 「特定疾病療養受療証」の写し	<ul style="list-style-type: none"> <li>血友病A、血友病Bに該当する場合</li> <li>受療証の申請窓口は、加入する医療保険となります。詳細はそちらにお問い合わせください。</li> </ul>
<input type="checkbox"/>	⑫ 「特定医療費（指定難病）受給者証」又は「小児慢性特定疾病医療費受給者証」の写し	<ul style="list-style-type: none"> <li>同一の医療保険に加入している者の中に特定医療費又は小児慢性特定疾病医療費受給者がいる場合</li> </ul>
<input type="checkbox"/>	⑬ 「生活保護受給者証」又は「境界層該当証明書」の写し	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護を受給している場合</li> <li>境界層該当者の場合</li> </ul>
<input type="checkbox"/>	⑭ 小児慢性特定疾病の医療費助成・登録者証の申請における医療意見書情報の研究等への利用についての同意書	<p>令和6（2024）年4月1日以降に申請する場合で、医療意見書情報の研究等への利用について同意される方</p>

～加入している保険種別と必要書類～

提出書類 保険種別		対象者	
		健康保険証の写し (※1、2)	申請時に取得できる最新の市町村民税（所得割）の課税状況が確認できる書類 (※3)
国民健康保険（市町） ※退職国保も含む		健康保険証上の同一世帯全員	※提出不要
国民健康保険組合 （医師・建設・税理士・土木等）		健康保険証上の同一世帯全員	健康保険証上の同一世帯全員
被用者保険 ・全国健康保険協会 ・健康保険組合 ・共済組合 ・船員保険 等	患者本人が被保険者の場合	患者本人のみ	※被保険者（＝患者本人）の最新の市町村民税が非課税の場合 患者本人のみ
	患者以外が被保険者の場合	被保険者及び患者	※被保険者の最新の市町村民税が非課税の場合 被保険者のみ

※1 患者が「国民健康保険」の被保険者で、保護者（親権を行う者や未成年後見人等）が「後期高齢医療」の被保険者である場合は、当該保護者のほか当該患者と同じ「国民健康保険」に加入している方全員分が必要になります。

※2 マイナンバーカードを健康保険証として利用しているため、健康保険証が手元にない場合は、マイナポータルから取得した CSV ファイルを印刷し、健康保険証の写しの代わりとして提出してください。  
 ▶マイナポータルにログイン→「わたしの情報」をクリック→「健康・医療」をクリック→「健康保険証情報」をクリック→「表示する」をクリック→CSV データをダウンロード

※3 市町村民税の課税状況が確認できる書類について、源泉徴収票又は確定申告書の写しでは受理できませんのでご注意ください。

申請書の提出先及びお問い合わせ窓口

患者の方がお住まいの地域	申請の窓口（管轄の行政機関、担当課、住所、電話番号）
鹿沼市	県西健康福祉センター 健康対策課 栄養難病担当 〒322-0068 鹿沼市今宮街 1664-1 TEL0289-62-6225
真岡市、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町	県東健康福祉センター 健康対策課 栄養難病担当 〒321-4305 真岡市荒町 116-1 TEL0285-82-3323
小山市、下野市、上三川町、野木町	県南健康福祉センター 健康対策課 栄養難病担当 〒323-0811 小山市犬塚 3-1-1 TEL0285-22-1509
大田原市、那須塩原市、那須町	県北健康福祉センター 健康対策課 栄養難病担当 〒324-8585 大田原市本町 2-2828-4 TEL0287-22-2679
足利市、佐野市	安足健康福祉センター 健康支援課 〒326-0032 足利市真砂町 1-1 TEL0284-41-5895
日光市	今市健康福祉センター 保健衛生課 〒326-0032 日光市瀬川 51-8 TEL0288-21-1066
栃木市、壬生町	栃木健康福祉センター 保健衛生課 〒328-8504 栃木市神田町 6-6 TEL0282-22-4121
矢板市、さくら市、塩谷町、高根沢町	矢板健康福祉センター 保健衛生課 〒329-2163 矢板市鹿島町 20-22 TEL0287-44-1297
那須烏山市、那珂川町	烏山健康福祉センター 保健衛生課 〒321-0621 那須烏山市中央 1-6-92 TEL0287-82-2231

その他

🍀療養生活等でお困りの時は、県健康福祉センターの保健師にご相談ください。

療養生活や日常生活などの相談に応じていますので、お気軽に声をかけてください。

🍀とちまるピアサポート活動を行っています。

難病のお子さんを療育している親御さんの悩みに、同じ立場を経験した「なかま（peer）」が話を傾聴し、寄り添うことで、問題の自己解決につながるよう支援することを目的に活動しています。

<活動場所>

- 自治医科大学とちぎ子ども医療センター 1階 子育て支援室  
毎月第1水曜日 10時～15時（12時～13時除く、祝日除く）  
※予約不要 直接いらしてください。
- 獨協医科大学病院 本館2階 看護外来のスペース  
毎月第2金曜日・第3水曜日 10時～15時（12時～13時除く、祝日除く）  
※予約制（10時、11時、13時、14時）  
ご予約は、小児科外来窓口（0282-87-2201）にお電話ください。  
当日の予約も可能です。



詳細は  
こちら↑

